

国内移動に関するQ & A (R2.8.31)

Q 1. 『感染注意地域』から帰県した場合はどのような取り扱いとなるのか？

A 1. 帰県後10日間の自宅待機となります。なお、自宅待機中にオンライン授業等に参加することは可能です。

Q 2. 帰県後10日間の起算日はいつからか？

A 2. 帰県した翌日を起算日として10日間となります。
ただし、帰県した日も大学への来学はしないようにしてください。

Q 3. 『感染注意地域』の解除はどのタイミングでされるのか？

A 3. 『感染注意地域』は、次の基準により本学で定めています。

『感染注意地域』：直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数が5名以上かつ
感染経路不明割合が50%以上の都道府県

HPにも記載してありますように、原則毎週金曜日に該当する都道府県を算出し、基準に達した地域に関して翌週月曜日から1週間(月曜日から日曜日まで)『感染注意地域』と定めます。そのため、『感染注意地域』は毎週月曜日に更新となりますので、必ずご確認ください。

Q 4. 出発時は『感染注意地域』に該当しなかったが、滞在中に『感染注意地域』に該当した場合はどうなるのか？

A 4. 『感染注意地域』となっている都道府県に滞在したかどうかで判断します。

例えば、

9/3(木) 島根県発 → 兵庫県着(『感染注意地域』非該当)

9/7(月) 兵庫県『感染注意地域』に設定

9/8(火) 兵庫県発 → 島根県着

の場合は、9/9(水)から10日間自宅待機となります。なお、『感染注意地域』に滞在中に当該地域の指定が解除された場合でも、帰県後10日間の自宅待機となります。

Q 5. 『感染注意地域』を通過する場合も滞在したことになるのか？

(例1：東京が『感染注意地域』に該当し、以下の移動をする場合

出雲空港→羽田空港→モノレール→山の手線→特急→群馬県(『感染注意地域』外))

(例2：大阪府が『感染注意地域』に該当し、以下の移動をする場合

松江駅(自家用車)→大阪府→三重県(『感染注意地域』外))

A 5. 様々なケースが考えられるため、一律に定めることはしていません。

移動理由、移動手段、移動時間等を総合的に考慮して、滞在に該当するかを判断してください。感染リスクが高い移動は極力避けるようにお願いします。参考に例1, 2については、以下のように考えます。

(例1 : 東京の方と接触する機会が多いため、滞在していたと判断します。)

(例2 : 大阪の方と接触する機会は少ないため、滞在していないと判断します。)

その他、判断が難しい場合は指導教員にご相談ください。

Q 6. 8/31 に新たに設定された「感染注意地域」に関連して、8/30 以前に従前の「特別感染警戒地域」に滞在し、8/31 以降に帰県した場合の取り扱いはどうなるのか？

A 6. 8/30 以前に「特別感染警戒地域」に滞在し、8/31 以降に帰県した場合、帰県した時点の「感染注意地域」に関係なく、10 日間の自宅待機となります。

例) 8/27 (木) 島根県発 → 山口県着 (『特別感染警戒地域』該当)

8/31 (月) 島根大学において、『特別感染警戒地域』の設定を削除し、新たに『感染注意地域』を設定

山口県は『感染注意地域』に非該当

9/1 (火) 山口県発 → 島根県着

この場合は、移動期間中に『特別感染警戒地域』に滞在しているため、10 日間の自宅待機となります。

(参考) 島根大学HP 8/30 掲載

「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関わる留意事項について【学生の皆様】」

4. 国内の移動について (8/27 更新)

国内への移動に関して、帰省等、居住地を離れる場合は、事前に指導教員に「移動先」「期間」「理由」を伝えるとともに、本学で定める「特別感染警戒地域」又は「感染警戒地域」からの来県及び同地域への移動は、極力控えるようにお願いします。

やむを得ず「特別感染警戒地域」に滞在していた場合は、必ず帰県後 10 日間は自宅待機し、健康観察を行うとともに、その間、不要不急の外出を控え、他者との接触を極力控えてください。

ただし、医学部医学科 5 年生、6 年生及び看護学科 4 年生が就職等のため特別感染警戒地域に移動した場合は、別に定めるものとします。

【感染警戒地域等】 (8/27 現在)

特別感染警戒地域 ※事前届け出必要	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、 山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、愛知県、
----------------------	---

※帰県後 10 日間自宅待機	岐阜県, 三重県, 大阪府, 兵庫県, 京都府, 滋賀県, 奈良県, 和歌山県, 山口県, 徳島県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県
感染警戒地域 ※移動は極力控える	北海道, 岩手県, 福島県, 栃木県, 静岡県, 岡山県, 広島県, 香川県

※感染警戒地域等は原則毎週月曜日に見直します。

※新たに警戒地域と定めた都道府県については都道府県名を朱書きしています。

※居住地を離れる場合は、事前に指導教員に「移動先」「期間」「理由」を伝えてください。

※隣接県のうち、買い物などの生活圏域に属する地域については、対象から除きます。

※国内移動に関する Q & A を作成しましたので、ご確認ください。

国内移動に関する Q & A (R2.8.27) [PDF : 221KB]

また、やむを得ず「特別感染警戒地域」又は「感染警戒地域」へ移動される場合は、特に以下の点に留意してください。

- ・感染症対策を徹底してください。(マスク, 手指洗淨, 三密の回避等)
- ・繁華街への夜の外出は、控えてください。
- ・会食などの際も、いわゆる三密を避ける等の感染症対策が十分にとられてない店舗や施設の利用は控えてください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の利用をお願いします。
- ・帰県後、体温測定等の健康観察及び体調不良時の大学への連絡を徹底してください。